

声 明

北港観光バス株式会社（首藤俊樹社長）は2011年12月15日、建交労北港観光バス分会の宣伝活動を妨害するため申し立てた「街頭宣伝活動禁止等仮処分命令」事件について、大阪地裁第1民事部に取下書を提出した。

北港観光バスでは、建交労を敵視し、弱体化させるため、組合員らに対する解雇や一方的な配置転換、配車差別による賃金差別、さらには、自然退職扱いにするなど組合つぶしの攻撃をエスカレートさせてきた。しかも、北港観光バスでは、まともな交渉も行わず、組合員らの切実な要求すら無視し、あげくの果てには、組合が労働委員会におこなった「あっせん申請」すら拒否するという不当な行為を取り続けてきたのである。

こうした中、建交労北港観光バス分会は、会社の違法・不当な攻撃を許さず、組合員の基本的権利を守るため、会社の横暴を社会的に糾弾するために会社周辺で宣伝活動をおこなったのであり、憲法で保障された正当な活動であることは言うまでもない。それにもかかわらず、大阪地裁第1民事部（横田典子裁判官）は、会社の主張を鵜呑みにして、建交労北港観光バス分会がおこなった宣伝活動について、宣伝活動のどの内容や行為が、会社の名誉や信用を毀損するのか、どの行為が業務を妨害するか等、一切の判断理由を示さずに違法と決めつけ、宣伝活動を禁止する決定をおこなったのである。

これに対して、組合が、裁判所に対して、仮処分決定の取消を求めて保全異議を申し立て、審尋中であつたところ、会社自らが仮処分申立を取下げたのである。

思うに、今回の会社からの仮処分申立の取下げは、組合の宣伝活動が正当であつたこと、及び会社の申立がいかに不当であるかを会社に認めさせたという点において、仮処分決定の取消以上に、画期的な意義を有するものであり、まさに組合の勝利を意味するものである。また、会社に仮処分申立を取下げさせたことは、裁判所の不当決定を許さない、会社からの違法・不当な攻撃を許さないと日々訴え続けた労働組合運動の成果でもある。

いま、労働者の雇用や賃金が破壊され、貧困と格差が拡大している。こうした中、労働組合が憲法で保障された団結権や団体交渉権、団体行動権を行使し、働くルールを確立することが強く求められており、そのために労働組合の役割が重要になっている。

私達は、北港観光バスが「街頭宣伝活動禁止等仮処分命令」申立を取下げたことは、会社が自らの不当性を認め、組合の勝利を意味することを確信するとともに、今後も憲法で保障された労働基本権の擁護にむけ、総力を結集するものである。

以上

2011年12月20日

全大阪労働組合総連合（大阪労連）

議 長 川 辺 和 宏

全日本建設交運一般労働組合大阪府本部

執行委員長 長 島 和 眞